

# コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する現状について

令和2年2月15日



文部科学省

MEXT

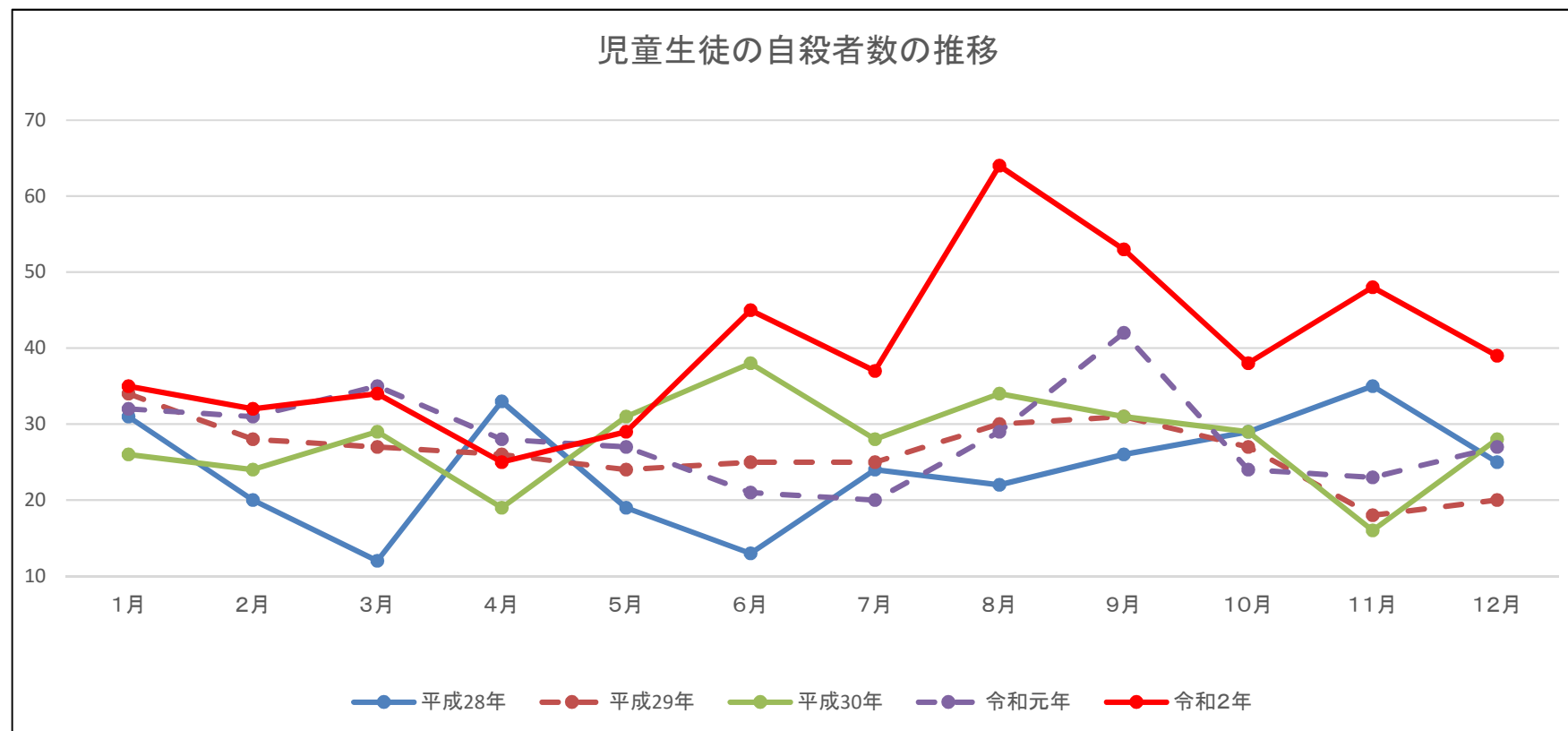
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1 現状

---



# 児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)①



年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成28年	31	20	12	33	19	13	24	22	26	29	35	25	289
平成29年	34	28	27	26	24	25	25	30	31	27	18	20	315
平成30年	26	24	29	19	31	38	28	34	31	29	16	28	333
令和元年	32	31	35	28	27	21	20	29	42	24	23	27	339
令和2年	35	32	34	25	29	45	37	64	53	38	48	39	479

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)を基に文部科学省において作成

**<ポイント> 令和2年8月における児童生徒の自殺者数は64人で、前年同月と比較して約2倍。**

# 児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)②

学校種及び男女別自殺者数

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	小学生	総数	0	0	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	6
		男子	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
		女子	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	中学生	総数	11	7	10	7	5	6	6	10	12	2	9	11	96
		男子	4	4	8	6	3	4	3	7	6	2	4	8	59
		女子	7	3	2	1	2	2	3	3	6	0	5	3	37
	高校生	総数	21	24	22	20	22	15	13	19	29	22	14	16	237
		男子	17	16	13	15	13	10	7	16	22	17	10	14	170
		女子	4	8	9	5	9	5	6	3	7	5	4	2	67
令和2年	小学生	総数	2	1	1	1	0	1	0	1	2	1	3	1	14
		男子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4
		女子	2	1	0	1	0	1	0	1	2	0	1	1	10
	中学生	総数	12	14	9	7	6	17	9	17	14	9	6	16	136
		男子	6	4	4	5	4	13	6	9	9	5	3	6	74
		女子	6	10	5	2	2	4	3	8	5	4	3	10	62
	高校生	総数	21	17	24	17	23	27	28	46	37	28	39	22	329
		男子	13	7	17	11	16	15	15	23	21	18	23	12	191
		女子	8	10	7	6	7	12	13	23	16	10	16	10	138

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)を基に文部科学省において作成

# 令和元年(平成31年)及び令和2年(暫定値)における児童生徒の自殺の原因・動機別表 ～原因・動機数における上位10項目～

令和元年 の順位	小項目	令和元年 の人数	令和2年の 人数(順位)	大項目
1	学業不振	43	52(2)	学校問題
2	その他進路に関する悩み	41	55(1)	学校問題
3	親子関係の不和	30	42(3)	家庭問題
4	家族からのしつけ・叱責	26	26(6)	家庭問題
5	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	26	40(4)	健康問題
6	その他学友との不和	24	26(7)	学校問題
7	入試に関する悩み	21	18(8)	学校問題
8	病気の悩み・影響(うつ病)	20	33(5)	健康問題
9	失恋	16	16(9)	男女問題
10	その他交際をめぐる悩み	13	5(17)	男女問題

※児童生徒の自殺の原因・動機について、令和2年(暫定値)における10位の項目は「その他家族関係の不和」(家庭問題)16人。

(令和元年の場合、「その他家族関係の不和」は11位(11人))

※同順位の項目が多く表に記載しきれない場合がある。 ※小項目の「その他」は除く。 ※複数計上あり。

※R2の数値は令和3年2月5日時点の暫定値であり、今後、変わり得る場合があることに留意。

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

(出典)厚生労働省「自殺の統計:各年の状況」及び特別集計を基に文部科学省において作成

# 2 対応策

---



文部科学省

# 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2 初児生第7号  
令和2年5月27日

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

## 【児童生徒の自殺予防について】

1 8歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向がある。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業においては、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。そのため、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、教育活動再開後の児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施すること。

### （1）学校における早期発見に向けた取組

自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、当該児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候（※）がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして対応するとともに、教育相談員による観察や、保護者、医療機関等との連携を図りながら組織的に対応すること。また、各学校において、感染症対策の徹底に留意しつつ、アンケート調査、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を組織的に行うこと。

※教師が知っておきたい子どもの自殺予防：

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)

### （2）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。また、保護者が把握した児童生徒の悩みや変化、違和感については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口の周知すること。その際、「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口をはじめとする各種相談窓口も周知すること。

### （3）ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、教育活動の再開の前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどして集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察へ連絡・相談するなどして書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

# 児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー 及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について

(令和2年5月14日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡)

## 1 スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)による積極的な支援について

### 1. 児童生徒・保護者への支援

- ①児童生徒の心身の状況の把握
  - ・学級担任等と定期的に児童生徒に関する心身の健康状態に関する情報の共有を行うこと。
- ②相談等による支援
  - ・カウンセリング等の支援が必要と判断した場合は、電話等も活用し積極的に支援にあたること。
  - ・児童生徒に関する悩みや不安を抱える保護者に対しては、相談等を通じ、児童生徒に対する理解や対応の仕方などについて助言・援助すること。
  - ・対面での支援の必要性が高い場合には、感染症対策を徹底した上で、必要最小限の範囲で行うこと。
  - ・カウンセリング等の結果、他の教職員や関係機関等と連携した支援が必要と判断した場合には、速やかに管理職及び校内組織に対し又はケース会議において報告すること。
- ③ケース会議等における支援
  - ・臨時休業中においても、感染症対策を徹底した上で、積極的にケース会議等の開催を促し、組織としての支援につなげること。
- ④児童虐待等への対応
  - ・これまで以上に学級担任等と児童生徒に関する情報共有を行うとともに、特にSSWは市町村の児童虐待担当部局や児童相談所等の関係機関と日常的に連携を図ること。

### 2. 学校・教職員への支援

- ・学校内で開催されるスクリーニング会議・ケース会議等に出席し、カウンセリング等から得た情報の報告及び心理的又は福祉的な観点からの助言・援助を行うこと。

- ・児童生徒と最も多く接する学級担任等が、今般の極めて特殊な状況において、特に課題となる児童生徒の心理面の問題等に適切に対応できるよう、学級担任等に対し、個々の児童生徒の状態に応じた適切な支援に関する助言・援助を行うこと。

### 3. 臨時休業中におけるSC及びSSWの活動事例

- ・今後の更なる支援の参考となるよう、各地域から提供して頂いた事例をもとに、児童生徒の状況把握や支援に関する取組、教職員に対する助言等の取組、ICTを活用した取組などのSC及びSSWの活動事例をとりまとめた。

## 2 教育委員会・学校の役割について

- ・各教育委員会は、SC及びSSWが適切に職務を遂行できるよう、各学校・地域の教育相談に関する情報や各種支援制度等の情報を収集し、SC及びSSWに対して提供すること。
- ・校長は、チーム学校のリーダーとして、教職員及びSC、SSWが一体となった教育活動が行われるようにするため、今般の状況を踏まえた取組の方向性を共有すること。
- ・SC及びSSWの職務及び連携について、教職員の理解を図り、それぞれの専門性を生かした分担や連携を行うこと。
- ・調整等を行うコーディネーター役の教職員を指名し、SC及びSSWとの連絡調整、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催に係る連絡調整等を通じて、児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、状況に応じた適切な支援ができる校内体制を構築しておくこと。
- ・児童生徒や保護者に対し、学校だよりや各学校のホームページ等を通じ、SC及びSSWによる支援を実施している旨を定期的に周知すること。



# 児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)

(令和2年11月30日付け2初児生第15号)

- 18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があることから、長期休業明けの自殺予防に関する取組の強化を促す通知を发出
- その際、令和2年においては、新型コロナウイルス感染症による影響も否定できないところ、8月の児童生徒の自殺者数は、前年度比で約2倍、そのうち、女子高校生は約7倍となっていることを明記し、各教育委員会等に対し注意を喚起

## 通知の概要

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、特に令和2年8月における児童生徒の自殺者数は、前年度と比較し約2倍、そのうち、女子高校生の自殺者数は前年度と比較し約7倍となっていることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、実施することを周知。

### (1)学校における早期発見に向けた取組

- 各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒やいじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- SOSの出し方に関する教育を実施するなどにより、「24時間子供SOSダイヤル」や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

### (2)保護者に対する家庭における見守りの促進

- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。  
(※「24時間子供SOSダイヤル」について児童生徒・保護者ともに利用できることを周知。)

### (3)学校内外における集中的な見守り活動

- 長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。

### (4)ネットパトロールの強化

- 都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。

# 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会

- 近年、社会全体の自殺者の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は減少していない。
- こうした状況を踏まえ、学校における児童生徒の自殺予防等に資する取組を推進するため、文部科学省主催で教育委員会や学校向けの行政説明・講義等を毎年度実施。

## 1 概要

- 各教育委員会の生徒指導担当者や、校長・教頭等の学校管理職を対象に、
  - ・ 児童生徒の自殺予防等に関する対応の周知
  - ・ 自殺予防に識見を有する有識者による講義・演習等を通じて、自殺予防教育の実施等に関する基礎的・実践的な知見を深めることを目的として、文部科学省主催で、全国各地ブロックで普及啓発協議会を実施。

## 2 対象

- 都道府県・指定都市教育委員会の指導主事
- 市町村等教育委員会の指導主事
- 国・公・私立学校の教職員 等

## 3 開催実績

- 平成22年度より毎年度全国4ブロック、平成28年度からは全国10ブロックに拡充して開催。

# 都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議

## 1 概要

- 児童生徒の問題行動等の状況に鑑み、生徒指導の充実を図るため、各都道府県・指定都市等の生徒指導担当者に行政説明等を行い、また、今後の施策の推進に資することを目的として、毎年度2回、文部科学省が主催で「都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議」を開催している。

## 2 対象

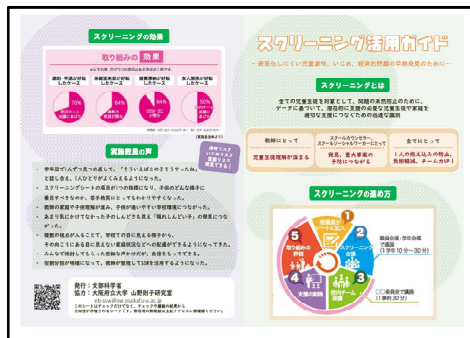
- ・ 都道府県・指定都市教育委員会生徒指導担当指導主事
- ・ 都道府県私立学校主管課の担当者
- ・ 附属学校（小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を置く国立大学法人担当課の担当者
- ・ 附属学校（小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を置く公立大学法人担当課の担当者
- ・ 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課の担当者

## 3 開催実績

- 過去3年間の開催実績
  - ・ 平成30年度：第1回（平成30年6月11日）、第2回（平成31年1月18日）
  - ・ 令和元年度：第1回（令和元年6月13日）、第2回（令和2年1月31日）
  - ・ 令和2年度：第1回（令和2年6月11日）（資料送付による開催）  
第2回（令和3年1月29日）（オンラインによる開催）

# 児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

- 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難（いじめや不登校等生徒指導上の諸課題との関連も指摘される背景や要因といった困難）を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。



## 「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省):

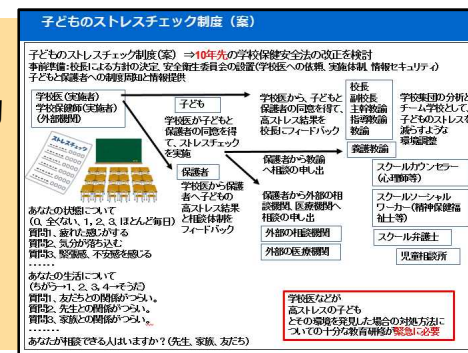
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm)

## 「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ:

<https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rccmd/StressCheck/>



## 「RAMPS」

自殺リスクや精神不調の見逃ごしを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。

※「RAMPS」ホームページ: <https://ramps.co.jp/>

# SNS等を活用した相談事業

令和3年度予算額(案) (補助事業) 53億円の内数  
(調査研究事業) 0.1億円



文部科学省

## <背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、**SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。**

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和2年度版情報通信白書 (総務省))

[平日1日] (令和元年度)

10代：携帯電話 3.3分、固定電話 0.4分、ネット通話 9.2分、ソーシャルメディア 64.1分、メール利用 16.0分

## <事業概要>

### ① SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

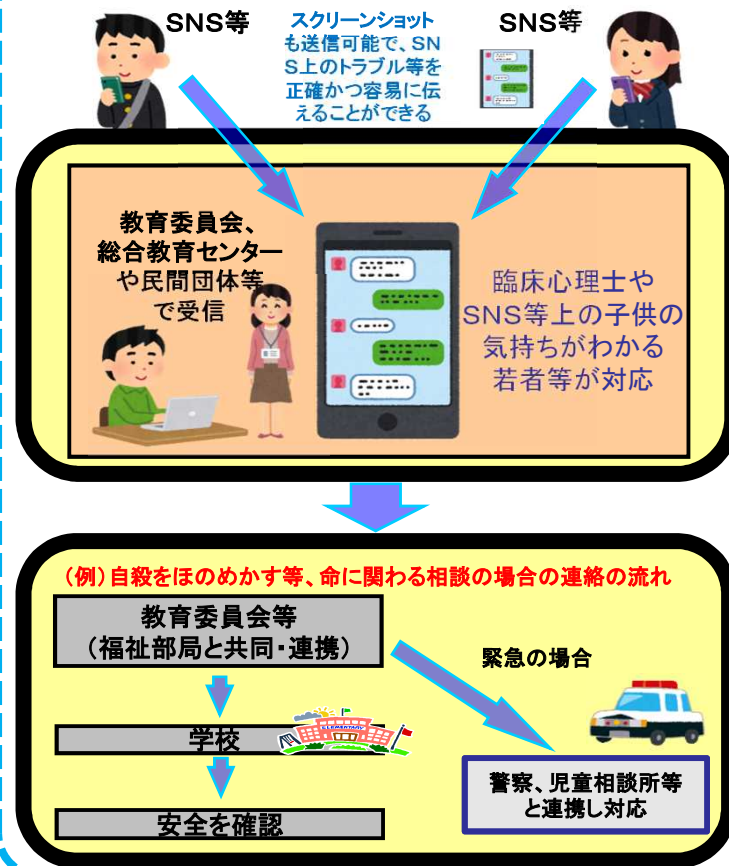
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

### ② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (委託事業)

(事業内容)

SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする研究を実施

## 【イメージ】SNS等を活用した相談



対象校種

①②小学校・中学校・高等学校等

実施主体委託先

①都道府県・指定都市  
②民間団体等

対象経費

①報酬、期末手当等  
②SNS等を活用した相談体制の在り方の検討に要する経費

補助割合委託箇所数

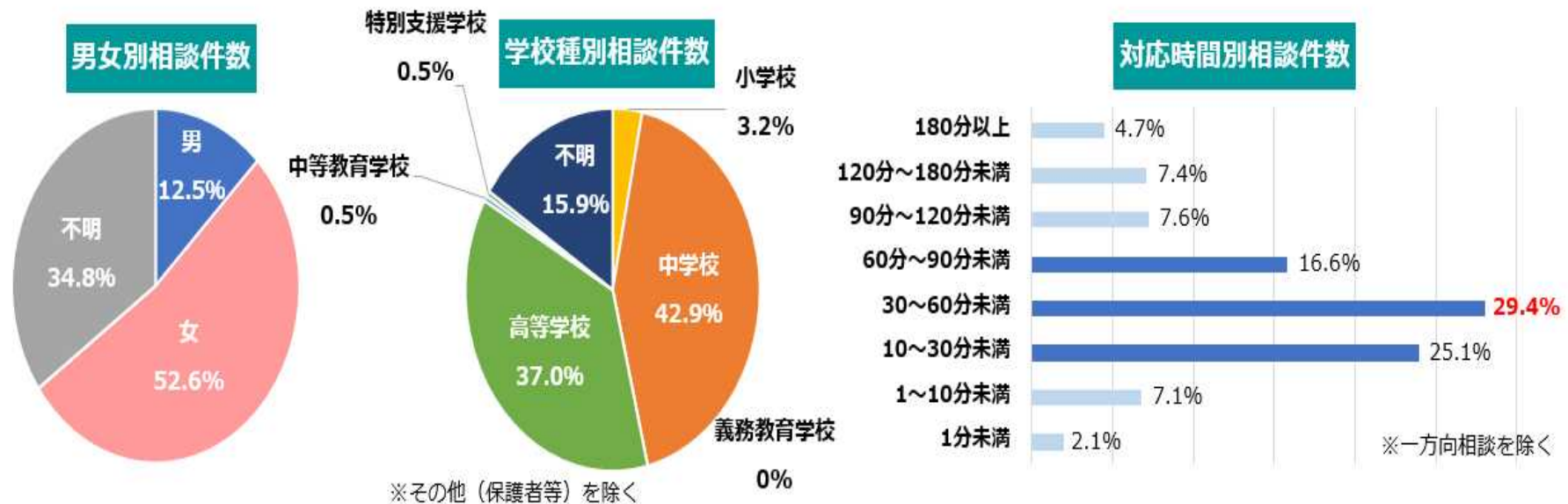
①国：1 / 3 都道府県・指定都市：2 / 3  
②1箇所

# 令和元年度「SNS等を活用とした相談体制の構築事業」実施結果

実施自治体数 28自治体

相談対応件数 約21,000件（28自治体総計）

双方向相談：24自治体、一方向相談：6自治体 ※双方向・一方向実施2自治体



**内容別相談件数**

学校種	相談内容																計	うち、生命等に係る緊急案件	うち、性的被害に係る案件
	①不登校	②いじめ問題	③暴力行為	④児童虐待	⑤友人関係	⑥貧困の問題	⑦非行・不良行為	⑧家庭環境(④、⑥を除く)	⑨教職員との関係	⑩心身の健康・保健	⑪学業・進路	⑫発達障害等	⑬恋愛に関する悩み	⑭いたずら・ひやかし	⑮その他の内容	⑯無応答			
小学校	5	70	1	5	165	0	0	24	19	35	24	1	37	4	118	194	702	0	0
中学校	107	759	27	66	2,203	4	11	499	410	899	811	8	781	53	1,434	1,257	9,329	13	0
義務教育学校	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
高等学校	39	295	22	67	1,530	2	14	329	473	1,038	681	9	390	62	2,615	475	8,041	9	2
中等教育学校	1	2	0	0	8	0	10	3	24	2	2	0	0	1	52	0	105	0	0
特別支援学校	1	1	0	0	12	0	0	6	12	6	5	0	4	2	54	0	103	8	0
その他	3	7	2	0	18	0	0	4	2	1	0	0	7	1	92	18	155	0	0
不明	2	139	3	8	329	1	2	55	49	97	95	0	114	57	891	1,603	3,445	0	0
合計	158	1,274	56	147	4,265	7	37	920	989	2,078	1,618	18	1,333	180	5,256	3,547	21,883	30	2

※1回の相談者や相談内容が複数項目に該当する場合は、主となる項目1つに計上。

# 24時間子供SOSダイヤルについて

誰か聞いてくれる  
話をしたい  
今、



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

**24時間子供SOSダイヤル** **0120-0-78310** なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待がもたらした ☎189番 (児童相談所全国共通ダイヤル)	子どもの人権110番 ☎0120-007-110 (通話料無料、法務局職員または 人権擁護委員による相談窓口)	各都道府県警察本部に よる少年相談窓口 (右のQRコードから近くの 窓口を調べられます)
--	--	---

内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを全国の学校等に配布

## 電話番号

(なやみいおう)  
0120-0-78310

## 概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国統一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続**される。

## 経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育委員会  
で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

## 財政措置

相談員の人件費：国で1/3負担  
地方自治体で2/3負担

通話料：国で全額負担

## 「24時間子供SOSダイヤル」相談件数についての調査(令和元年度) 確定値

学校種	相談内容													合計 (件)	うち、生命等 に係る緊急 案件数
	①不登校	②いじめ 問題	③暴力行為	④児童虐待	⑤友人関係	⑥貧困の 問題	⑦非行・ 不良行為	⑧家庭環境 (④、⑥を 除く)	⑨教職員と の関係	⑩心身の 健康・保健	⑪学業・ 進路	⑫発達障害 等	⑬その他の 内容		
小学校	1,985	2,653	163	592	2,697	1	136	3,506	2,077	675	1,598	1,179	9,951	27,213	1
中学校	2,819	2,044	139	340	1,950	3	212	2,992	1,221	872	1,517	777	6,618	21,504	8
義務 教育 学校	82	86	0	0	216	0	0	25	49	0	78	0	367	903	0
高等 学校	2,171	1,665	120	226	2,450	6	220	3,237	1,149	2,343	2,033	542	9,354	25,516	14
中等 教育 学校	0	3	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	1	10	0
特別 支援 学校	7	3	1	1	73	0	1	29	41	3	8	15	598	780	0
学校種の 区別をして いないもの、 または不明なもの	8,930	1,829	208	535	1,574	13	482	7,232	2,159	4,103	2,012	3,688	54,303	87,068	15
総合計	15,994	8,283	631	1,694	8,963	23	1,051	17,021	6,699	7,996	7,246	6,201	81,192	162,994	38

※ 児童生徒だけでなく、保護者からの相談を含む。

※ 文部科学省が設置する統一ダイヤル(0120-0-78310)を経由せず、地方公共団体につながった相談等を含む。



# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和3年度予算額(案) 72億円  
(前年度予算額 67億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



## スクールカウンセラー等活用事業

令和3年度予算額(案) : 5,278百万円(前年度予算額 : 4,866百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市 2 / 3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者  
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置 (27,500校)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **1,000校** (←500校)  
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置 : **1,200校** (←1,000校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人** (←67人)

## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和3年度予算額(案) : 1,938百万円(前年度予算額 : 1,806百万円)

- ✓ 補助割合 : 国 1 / 3、都道府県・政令指定都市・中核市 2 / 3
- ✓ 実施主体 : 都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費 : 報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者  
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置 (10,000中学校区)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置 : **1,000校** (←500校)  
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化 : **250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置 : **1,500校** (←1,000校)
- **貧困対策**のための重点配置 : **1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置 : **90人** (←67人)

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ  
不登校

虐待  
貧困

質の向上